平成２０年１０月発行　第３２号

墨田区消費者ニュース

編集・発行/墨田区地域振興部商工担当生活経済課消費者･勤労福祉担当
〒130-8640　墨田区吾妻橋 1－23－20　電話 5608－6185

特定継続的役務提供について

消費者が契約するサービス取引のうち、エステティック、外国語会話教室など、6業種については、特定商取引法で、「クーリング・オフ」と「理由を問わない中途解約」が認められています。

役務の種類

特定継続的役務提供として対象となるサービスは、 エステティックサロン、語学教室 、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービスの６つのサービスで、一定期間を超える期間にわたって、5 万円を超える金額を支払う契約です。

役務の種類	サービス利用前	サービス利用後
エステティックサービス	2万円	2万円 (残金の1割)
語学教室	1万5千円	5万円 (残金の2割)
家庭教師	2万円	5万円 (残金の2割)
学習塾	1万1千円	2万円 (授業料の1か月分)
パソコン教室	1万5千円	5万円 (授業料の1か月分)
結婚相手紹介サービス	3万円	2万円 (残金の2割)

(　)はいずれか低い金額

クーリング･オフ

特定継続的役務提供では、契約書面を受け取った日から数えて８日間以内であれば、書面により契約の解除(クーリング･オフ)ができます。関連商品に関しても同様です。

関連商品とは、サービス提供に際し消費者が購入する必要がある商品として、政令で定められた商品のことで、エステティックであれば化粧品など、サービスによって商品が指定されています。

(ただし、化粧品などの消耗品を使用した場合、使用した分についての費用を負担しなくてはいけません。)

中途解約

特定継続的役務提供では、クーリング・オフ期間を過ぎても中途解約ができます。事業者が消費者に請求できる損害賠償等の額の上限は、サービスを受ける前と受け始めた後で異なります。

リフォームファッションショー２００８「ようこそ　夢現の世界へ」

今年も「衣類のリフォーム教室」の受講生や「衣類のリフォームの会」の成果発表を中心にリフォームファッションショーを開催します。

タンスの奥に眠っていた着ることのなくなった着物・洋服を、今風のおしゃれ着にリフォームしました。製作者が自らモデルとなり成果を発表します。ぜひお越しください。

[と　き] 11月29日(土) 午後1時30分～3時
[ところ] 国際ファッションセンター　ホール
(横網1－6－1)

通っていたエステが倒産した！

エステに通っていたが突然倒産して連絡が取れなくなったという相談が増加しています。

事例１

新聞の折り込みチラシに「限定２０名特別無料体験実施中！」と書いてあったので申し込んだ。エステ体験後、このままだと脂肪が硬くなり痩せられなくなると言われた。ただいまキャンペーン中だと、つよく薦められ４５万円の全身痩身コースと、化粧品を購入した。数回エステに行ったところで、店が倒産していた。どうすればいいか。

エステサロンが突然倒産して電話をしても誰も出ない、いわゆる「夜逃げ状態」の相談が増えています。

まずは、エステ店に書面で返金の申し出をします。

○　現金で支払っている場合

エステ店の代表者等と連絡が取れないことが多く、実際に返金されるの可能性は極めて低いです。

○　信販会社を利用している場合

信販会社に書面（支払停止の抗弁）を出します。

支払方法、カード等各会社によって対応が違います。確認しましょう。

○　「引継ぎエステサロン」が出る場合

「引継ぎ」の条件等も店によって様々です。

確認を取ることが大切です。

○　破産管財人が入る場合

管財人から書面が届きます。書類を提出しましょう。

「夜逃げ状態」が分かったら、すぐに消費者センターに相談してください。

また、エステの契約の解約は、契約してから８日以内であれば、クーリングオフが出来ます。

契約する時は充分確認しましょう。

困ったときは早めにご相談を

すみだ消費者センター相談室

相談日：月～土曜日

＊土曜日は電話相談のみ受け付けています

相談時間：午前9時30分～午後4時30分

相談専用電話：5608－1773

＊最初は電話でご相談ください

所在地：墨田区押上 2－12－7－215

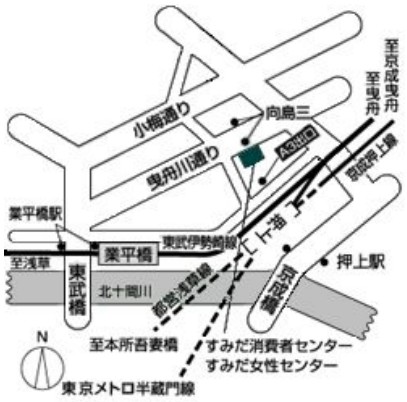

交通／東武線業平橋駅、京成線・東京メトロ半蔵門線
押上駅（A3出口）から、それぞれ徒歩約5分